

岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要

1 改定の理由

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）により、平成39年3月までに処分を完了することとされている。

国のPCB廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に即して、平成20年3月に岐阜県PCB廃棄物処理計画を策定した。

平成28年5月に特別措置法が改正され、平成28年7月に基本計画が変更されたことを受けて、特別措置法及び基本計画と整合を図ったものであり、主な内容は以下のとおりである。

2 計画の目的及び基本的事項

(1) 計画の目的

PCBの確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCBによる環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 計画の対象

岐阜県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品

(3) 計画の期間

平成29年4月から平成39年3月まで

(4) 期限内処理

記載の処分期間に処分を完了する。

(5) 確実かつ適正な処理体制

3 県内のPCB廃棄物の保管量

（平成28年3月31日時点）

廃棄物の種類	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
高圧トランス	78台	25台
高圧コンデンサ	687台	43台
低圧トランス	6台	11台
低圧コンデンサ	6,683台	288台
安定器	53,673台	20,960台
PCB	0kg	0kg
PCBを含む油	820.5kg	19,924.3kg
感圧複写紙	2,704kg	310kg
ウェス	3,651.6kg	3,929.7kg
汚泥	14.3kg	418kg
その他の機器等	1,749台	5,779台

（出典：平成28年度PCB廃棄物保管状況等届出書（岐阜市への届出分を含む）から集計）

注1) 「その他の機器等」については、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変圧変流器、遮断器、開閉器、継電器、整流器、誘電電圧調整器、ラジエーター、ブッシング、X線装置、小型電気機器、大型電気機器等を含む。

注2) 「PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」及び「汚泥」について容量で届出されたものについては、 $1\text{ m}^3 = 1\text{ t}$ に換算して計上した。

4 本県に係るPCB廃棄物の処理体制及び処理期限

処理対象物	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高圧トランス等 廃PCB等	豊田事業所	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日
安定器・汚染物等	北九州事業所	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
低濃度PCB廃棄物	無害化処理施設等	平成39年3月31日まで	

5 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

(1) 県の役割等

○ PCB廃棄物及びPCB使用製品の実態把握と普及啓発

- ・自家用電気工作物設置者に対するPCB廃棄物の保管状況及びPCB使用製品の所有状況の調査(「掘り起こし調査で調査票の届かなかった事業者及び回答のなかった事業者に対する調査」)等の実施 **新**
- ・事業者等への普及啓発
- ・一般家庭等への情報提供・啓発

○ PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正処理等の監視、指導

- ・届出の徹底
- ・PCB廃棄物の適正保管の措置
- ・PCB廃棄物の確実な処分
- ・高濃度PCB使用製品の確実な廃棄 **新**
- ・安全な収集運搬の確保

(2) 市町村の役割 **新**

(3) 保管事業者等の役割

- ・保管事業者の役割
- ・所有事業者の役割 **新**

(4) 収集運搬業者等の役割

(5) JESCO、処分業者等の役割

(6) 関係事業者団体等の役割

- ・県PCB処理推進連絡会を構成する団体は、団体に所属する事業者に対して、PCB廃棄物と使用製品の把握及び適正な処分又は廃棄に向けて啓発等を行う。

6 保管事業者として県が実行すべき措置に関する事項 **新**

県は、率先して、自ら保有するPCB廃棄物及びPCB使用製品の処分委託又は廃棄を計画的に進め処分の完了に努めるとともに、処分状況を公表する。